

【図－3】

現在の対象要件	改正後
<p>〔新規雇用者の定義〕</p> <p>新設、増設又は更新した対象施設の操業開始の日の1年前の日から操業開始後1年以内に、市内に<u>1年以上</u>住所を有する者を_____</p> <p>_____常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、1週間の所定労働時間が<b>30時間</b>以上のものをいう。）として新規に雇用し、かつ、雇用した日から起算して1年を経過した日においても引き続き本市に住所を有し継続して雇用されたものをいう。ただし、当該対象施設の新設、増設又は更新に伴い雇用されたものに限る。</p>	<p>〔新規雇用者の定義〕</p> <p>新設、増設又は更新した対象施設の操業開始の日の1年前の日から操業開始後1年以内に、市内に_____住所を有する者を<u>期間の定めのない雇用契約による</u>常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、1週間の所定労働時間が<b>20時間</b>以上のものをいう。）として新規に雇用し、かつ、雇用した日から起算して1年を経過した日においても引き続き本市に住所を有し継続して雇用されたものをいう。ただし、当該対象施設の新設、増設又は更新に伴い雇用されたものに限る。</p>

